表中中ノ瀬航路及び浦賀水道航路の項を削り、同表中山水道航路の項の前に次のように加える。

東京湾中央航路（木更津泊地及び中ノ瀬泊地の区域を除く。）		二十三メートル
東京湾中央航路（木更津泊地の区域に限る。）		二十メートル
東京湾中央航路（中ノ瀬泊地の区域に限る。）		十五メートル

表（備考）第五号を第七号とし、第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の前に次の二号を加える。

一　東京湾中央航路において「木更津泊地の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1)　川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から一二三度七、六八〇メートルの地点

(2)　木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五度一五分五、六三〇メートルの地点

(3)　木更津港防波堤西灯台から二九二度三〇分五、一〇〇メートルの地点

(4)　川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一六四度八、六二〇メートルの地点

二　東京湾中央航路において「中ノ瀬泊地の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1)　横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から一四〇度六、八〇〇メートルの地点

(2)　第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一三度三〇分一一、〇六〇メートルの地点

(3)　第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点

(4)　第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点

(5)　横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）から八七度四五分五、四三〇メートルの地点

(6)　横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一四一度四五分五、九二〇メートルの地点

○国土交通省告示第二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
千歳市中央八五二番一三八	前	最大 六八 最小 五六	八一
	後	最大 六六 最小 二五	

○国土交通省告示第三十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　九州横断自動車道長崎大分線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
大村市向木場町一三二〇番から同市木場町二丁目七六四番一七まで	前	最大 一二八 最小 二九	七〇六
	後	最大 一九五 最小 三一	

○国土交通省告示第三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
笛吹市八代町南字横田二六六〇番一から同市八代町南字曲田二二一二番二まで	前	最大 五三 最小 三六	四二五
	後	最大 二〇三 最小 四三	

○関東地方整備局告示第十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月十五日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	岡安　操、齊藤　秀明

(2)　変更年月日

平成二十六年一月一日

○関東地方整備局告示第十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年十二月二十日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月十五日

関東地方整備局長　深澤　淳志